

平成 29 年第 8 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 29 年 6 月 15 日 午後 3 時 00 分開会

午後 4 時 26 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 平敷 昭人	委 員 照屋 尚子	委 員 喜友名 朝春
委 員 新崎 速	委 員 玉城 きみ子	委 員 松本 廣嗣

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	教育指導統括監	與那嶺 善道
参 事	親泊 信一郎	総 務 課 長	識名 敦
教育支援課長	登川 安政	施 設 課 長	佐次田 薫
学校人事課長	古堅 圭一	県立学校教育課長	半嶺 満
義務教育課長	當間 正和	保健体育課長	平良 朝治
生涯学習振興課長	城田 久嗣	文化財課長	萩尾 俊章

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

報告事項 2 及び議案第 2 号から第 5 号までは人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項の規定により非公開とすることが、全出席委員の同意により決定された。

また、会議資料記載の日程案のうち報告事項 2 を議案審議の後に行うよう変更して議事日程とすることが決定された。

(3) 平成 29 年第 7 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 29 年第 7 回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、新崎委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1 沖縄県教育情報化基本計画（平成 24 年度～平成 33 年度）の改訂及び沖縄県教育情報化推進計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の策定について

【説明（教育支援課長）】

資料に基づき、沖縄県教育情報化基本計画（平成 24 年度～平成 33 年度）の改訂及び沖縄県教育情報化推進計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の策定について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 総合教育センターの IT 教育班とはどのような連携をなさっていますか。
- 教育支援課長 IT 教育班とは定期的に意見交換をしており、この計画自体も IT 教育班とともに策定作業をしております。また、目標値につきましても、今後どのような ICT 環境が必要かどうかについて、教育センターの専門の先生方と、綿密な意見交換を行いながらまとめております。今後の整備につきましても、更に連携をしていく考えでございます。
- 玉城委員 活動指標の例のところで、教職員の授業中における ICT 活用の指標の全てが全国平均を上回っているということで、これまでの多様な取組みの成果が表れているのではないかと思っております。今回の県の計画策定・改定によって、ますます教職員をはじめ児童・生徒の情報活用能力が高まっていくものと大変期待しております。今回の計画改定等における主なポイントに「主体的・対話的で深い学び」の視点の導入が掲げられています。次期学習指導要領では、小学校においてはプログラミング学習が必修となっておりますけれども、各教科の特質に応じて実施することが明記されているわけですが、このような中にあって、やはり環境整備も重要ですし、今後更に情報活用能力の育成は、やはり小学校・中学校・高等学校の繋がりとか、発達段階を踏まえた情報教育を行うことがますます重要になってくると思われます。今回情報教育の体系的な推進の中にも各校種の繋がりを踏まえた情報教育の充実が明記されていますが、本県は島嶼県でありまして、全小中学校の 4 割がへき地指定となっているだけに、やはり各地域や学校の実情を加味した沖縄県の独自性、こういったことを重視した体系的な取組みを今後とも推進していただきたいと思っております。
- 教育支援課長 各市町村教育委員会との連携としまして、教育センターで研修会を実施して、優良・先進的な市町村の具体的な研修風景、現場の教員の教え方等も示しながら、ICT を活用することによって子ども達がいかに活発に勉強できるかということが学べる研修もこれまで以上に充実していくと考えでございます。
- 喜友名委員 施策体系を見てみると、非常に広がりがあるというか、島嶼県である沖縄県にとって必要な考え方方が宣言されていると思います。大変期待をしております。その中で、情報産業を担う人材育成の推進の基本方針の中で、産業界との連携推進などの 3 つ事項を挙げてられています。私はマスコミの報道でわかったのですが、商工

労働部情報産業課内にＩＴ戦略センター準備室が設置されているということで、センターを県、情報通信関連企業、経済団体、関連企業、金融機関、国、市町村、公的機関で資金拠出をして立ち上げるとのことです。やはり沖縄県にとって情報産業はリーディング産業であると同時に、これからの中世紀に向けてどうしても必要な産業だと思っています。そこに入材として送り出すことができるということはありがたいことだと思っております。そのような意味で、高度な技術を備えた子ども達を育てていくためにも連携していく必要があると思います。その辺りを踏まえてしっかりと対応していただきたいと思います。

- 教育支援課長 喜友名委員のご意見に関して、我々も非常に重要なことと考えております。基本計画の「教育・情報産業を担う人材育成の方策推進」の「③施策の方向性」で記述しております。読み上げますと、「専門高校の情報関連学科においては、産業界等との連携を深め、専門的知識や先端技術の習得を目指し、教育活動の充実を図る」と記述しております。ＩＴ関係は非常に進歩しており、新しい技術が生まれていきます。その最先端にいるのはやはり産業界でございますから、産業界と教育現場との連携については、学校現場・教育センター・本庁で連携しながら、どのような取り組みが出来るか、この5年間研究して取り組んで参りたいと考えております。
- 照屋委員 福岡の小学校を視察させていただいた時に、算数の授業でＩＣＴが活用されていました。一人一人タブレットを持っていて、先生が電子黒板と普通の黒板を上手く利用していて、対話的で深い学びが実践されているのを見て本当に素晴らしいと思いました。沖縄県の場合、校内ＬＡＮの整備状況は地域によって差があると思ってますが、この校内ＬＡＮの整備について、どのようにして各市町村の取組みを促していくのでしょうか、目標等がありますか。
- 教育支援課長 今回の推進計画では、活動指標の中でこの普通教室の校内ＬＡＮの整備を現在の92%から100%にしていくという目標値を掲げております。やはりＬＡＮ関係の環境整備があって初めて、ＩＣＴを活用した学習ができるという状況ですから、まずは校内ＬＡＮの整備状況を100%にするということを目指していきます。実際各市町村によって差はございます。しかし、校内ＬＡＮを活用して、どのようなＩＣＴ教育ができるのかを各市町村教育委員会と勉強会をしながら、一気にはできないかもしれません、まずは4クラスに1セットはタブレット型で授業ができるというのが、沖縄県が目指すステージですから、そこに辿り着くような形で取組みを促していくたいと思います。これは勿論、県立学校も同様です。
- 松本委員 教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数についてですが、早く1人1台に進んでいったほうがいいと思います。コンピュータ技術の進歩は非常に速いです。それから家庭内の環境も同様です。今のパソコンは新しくなればどんどん直感的に使えるようになっている。大体、公的な機関では進歩に遅れて整備されていくので、時代を先取りするぐらいの気持ちで整備していった方がいいと思います。予算の関係は

あるとは思いますが、1台あたり3.6人が目標と言わずに、1人1台を目指して欲しいですね。

○ 教育支援課長 県立学校については、具体的にどういった整備をしていくか整備方針について取りまとめを行っているところです。限られた予算の中で、コンピュータやソフトを検討しておりますが、その中でオープンライセンスから包括ライセンスになるとどのくらい安くなるか、そういう観点から予算関係を工面しております。また、機器についても、今年度先生方のノートパソコンが切り替え年度となっており、使い勝手、それから機能関係も考えて、ノートパソコンから、タブレットとタブレット用の離着脱できるキーボードに変える予定です。その結果、予算が既存の見積りより安くなり、台数も既存の契約の台数から約1000台程増加させることできる予定です。そのような工夫をしながら、一步でも二歩でも充実した環境を整備して参りたいと考えています。

(6) 議案審議

議案第1号 平成30年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、平成30年度に使用する教科用図書の採択基本方針についての説明を行つた。

【質疑等】

○ 玉城委員 次期学習指導要領の完全実施までの教科書採択のスケジュール表を拝見いたしましたが、今年度から毎年採択が行われるという非常に重要な時期に入っています。教科用図書の調査研究員とか採択地区協議会の委員のメンバーはこれから新たに選出されると思うのですが、その中には今回はじめての方もおられると思います。また、採択地区協議会の委員には、PTAの代表も含まれることと思います。そこで、採択の基本方針5ページの「ア 教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正・公正を期すること」という文言がありますが、ここで言う「教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく」とは具体的にどういうことなのかというのを、過去の事例等を踏まえて大まかな注意事項等を、別添資料として添付する必要はないのかどうか検討していただきたいと思っています。そのような資料があった方が「採択権者の権限と責任において」の意味がより深く理解できるのではないかと思いますので、検討していただければと思います。

○ 義務教育課長 玉城委員がご指摘の「公正・公平」が教科書採択においては、大変重要なことでございます。文部科学省からも再三「公平・公正」についての文書が発せられているところでございますので、そこらへんも添付した形で各市町村等の採択権者には、資料提供という形をとっていきたいと考えております。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 学校職員の人事について（非公開案件）

議案第3号 学校職員の人事について（非公開案件）

議案第4号 学校職員の人事について（非公開案件）

議案第5号 学校職員の人事について（非公開案件）

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県教育委員会職員の人事関係資料について）（非公開案件）

(7) その他

特になし

(8) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。